登記の申請を検討されている方へ

登記の申請は、司法書士などの資格者代理人に委任するか、又は申請人ご自身が行うことができます。

ただし、申請人ご自身が行う場合、登記の申請の種類によっては、内容が複雑なものや多くの証明書等を必要とするもの、測量の技術を要するものなどがあり、相当の 労力と時間を要する場合があります。

このような場合は、司法書士や土地家屋調査士に申請手続を委任して行うことができます。

ご自身で登記の申請をされるかどうかの御判断は、<mark>登記申請書の様式</mark>等を参考にご検討ください。

◎登記の申請をご自身でされる方は、次の注意事項を必ずお読みください。

1 登記の申請をご自身でされる場合は、ご自身で登記申請書を作成の上、必要な添付書類とともに管轄の法務局(登記所)に提出してください。なお、登記の申請に関しご不明な点があれば、お近くの法務局(登記所)で相談することができます。

登記相談は予約制としておりますので、事前に電話等で相談日時を予約願います。

- 2 相談時間については、多くのお客様がいらっしゃることから、おおむね20分以 内とさせていただきます。
- 3 相談される際は、次の書類を準備された上でお越しいただけると、より具体的に 相談に応じることができますので、御協力願います。
 - 不動産(土地・建物)

登記申請の対象となる不動産の登記事項証明書(又は要約書),登記済証(権利証),申請に必要とされる提出書類(添付書類)

商業・法人(会社等)

登記申請の対象となる会社・法人の定款等及び登記事項証明書(又は要約書),申 請に必要とされる提出書類(添付書類)

なお、秋田県内における商業法人登記申請については、秋田地方法務局(本局)登記部門のみでの取扱いとなりますので、御注意願います。

- 4 登記申請書の様式等については、法務省(法務局)のホームページで御覧になる ことができます。
- 5 登記相談においては、不動産登記の申請手続に関する相談をお受けしています。 相談では、登記の申請に必要な書類及び登記申請書の様式等の御案内をいたしま すが、作成された登記申請書が受理できるかの審査(いわゆる事前審査)は行いま せん。
- 6 司法書士や土地家屋調査士などの資格をお持ちでない方が、他人の依頼を受けて 登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は、法律に違反する場 合がありますので、御注意願います。